



平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 神姫バス株式会社
代表者名 取締役社長 上杉 雅彦
(コード：9083 大証第 2 部)
問合せ先 企画部長 永井勝浩
(TEL：079-223-1247)

中間持株会社を用いた旅行事業および貸切バス事業再編に伴う
吸収分割契約締結に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 9 日付「中間持株会社を用いた旅行事業および貸切バス事業再編に関するお知らせ」（以下「平成 24 年 2 月 9 日付プレスリリース」）で発表した平成 24 年 7 月 2 日（予定）を効力発生日とする事業再編につき、本日開催の取締役会において、吸収分割契約の締結を承認することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、平成 24 年 2 月 9 日付プレスリリースにおいて未定であった会社分割の詳細、事業再編後の状況等が確定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、当該吸収分割契約に基づく吸収分割（以下「本件分割」）は、当社の 100%子会社への事業承継を行う簡易吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

1. 本事業再編の目的

平成 24 年 2 月 9 日付プレスリリースに記載のとおり、当社は事業の市場競争力を高めることを目的に、旅行事業および貸切バス事業の再編計画を策定、実行しております。

本事業再編によって、旅行事業および貸切バス事業に係る事業収支の明確化、柔軟な人事制度の構築、コスト削減を進めてまいります。さらに、中間持株会社を主体として、旅行事業と貸切バス事業の両サービスをより機能的に結び付け、3 社が一体となった経営戦略の立案や経営管理を行い、激変する経営環境、ニーズの変化に柔軟に対応できる体制を構築してまいります。

2. 本事業再編の流れ

本事業再編は、三段階により行います。末尾の参考資料を合わせてご参照ください。

当社は、第一段階として、平成 24 年 3 月 2 日付で当社の旅行事業を承継させるための受け皿会社となる神姫バスツアーズ株式会社（以下「神姫バスツアーズ」）を設立し、旅行事業に必要な許認可を申請しております。また、同年 4 月 2 日付で中間持株会社となる神姫観光ホールディングス株式会社（以下「神姫観光ホールディングス」）を設立いたしました。

第二段階として、吸収分割方式により、当社の旅行事業を神姫バスツアーズに承継させる

会社分割を行います。

第三段階として、第二段階の会社分割効力発生を条件に、吸収分割方式により本件経営管理事業を当社から神姫観光ホールディングスに承継させます。同時に、神姫バスツアーズおよび神姫観光バスの２社の全株式を当社から神姫観光ホールディングスに承継させます。

これにより、神姫観光ホールディングスが中間持株会社として神姫バスツアーズの旅行事業および神姫観光バスの貸切バス事業の経営管理に係る事業（以下「本件経営管理事業」）を承継することとなります。

3. 本事業再編（本件分割）の要旨

(1) 日程

当社旅行事業に係る吸収分割契約承認取締役会	平成 24 年 5 月 15 日
分割契約締結	〃
本件経営管理事業に係る吸収分割契約承認取締役会	〃
分割契約締結	〃
当社旅行事業に係る吸収分割の効力発生日	平成 24 年 7 月 2 日（予定）
本件経営管理事業に係る吸収分割の効力発生日	〃

（注1） 本件分割は、当社については会社法第 784 条第 3 項に規定する簡易分割であり、神姫バスツアーズおよび神姫観光ホールディングスについては会社法第 796 条第 1 項に規定する略式分割であるため、それぞれ分割承認株主総会を開催いたしません。

（注2） 本事業再編の日程は、手続上の必要性その他の事由により、必要に応じて当事会社間で協議のうえ、変更することがあります。

(2) 分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社（以下「分割会社」）とし、当社 100%出資の２社を吸収分割承継会社（以下「承継会社」）として、当社の旅行事業および本件経営管理事業に関して有する権利義務を各承継会社に対してそれぞれ承継させる分社型吸収分割の方式により行います。

(3) 分割に係る割当ての内容

承継会社２社はいずれも当社の 100%子会社であり、本件分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行われません。

(4) 分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 分割により減少する資本金等

本件分割に伴う当社の資本金の額に変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社 2 社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、本件分割に係る吸収分割契約に規定される、旅行事業および本件経営管理事業に関する資産、債務その他の権利義務といたします。なお、雇用契約のうち、一部を各承継会社に承継いたします。

なお、各承継会社が当社から継承する債務については、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

効力発生日以降の当社および各承継会社において、いずれも資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。従って、本件分割後において、当社および各承継会社の負担すべき債務については、履行の確実性に問題ないものと判断しております。

4. 分割当事会社の概要

(1) 分割会社の概要

	分割会社（平成 24 年 3 月 31 日現在）	
①商号	神姫バス株式会社	
②所在地	姫路市西駅前町 1 番地	
③代表者の役職・氏名	取締役社長 上杉 雅彦	
④事業内容	バス事業、旅行事業、不動産事業等	
⑤資本金	3,140 百万円	
⑥設立年月日	昭和 2 年 8 月 8 日	
⑦発行済株式数	30,860,000 株	
⑧決算期	3 月 31 日	
⑨大株主および持株比率	阪神電気鉄道株式会社	9.57%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（中央三井アセット信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口）	7.12%
	株式会社三井住友銀行	1.82%
	神姫バス従業員持株会	1.66%
	三菱ふそうトラック・バス株式会社	1.25%

(2) 承継会社の概要

①商号	神姫バスツアーズ株式会社 平成 24 年 3 月 2 日設立時現在	神姫観光ホールディングス株式会社 平成 24 年 4 月 2 日設立時現在
②所在地	姫路市西駅前町 1 番地	姫路市西駅前町 1 番地
③代表者の役職・氏名	専務取締役 山口 隆博	取締役社長 長尾 真
④事業内容	旅行事業	旅行事業および貸切バス事業の経営管理に係る事業
⑤資本金	50 百万円	10 百万円
⑥設立年月日	平成 24 年 3 月 2 日	平成 24 年 4 月 2 日
⑦発行済株式数	100 株	100 株
⑧決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
⑨大株主および持株比率	神姫バス株式会社 100% (注)	神姫バス株式会社 100%
⑩当 事 会 社 間 の 関 係 等	資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式の 100%を保有しております。
	人的関係	分割会社より取締役および監査役を派遣しております。
	取引関係	承継会社は営業を開始していないため、分割会社との取引関係はありません。

(注) 本件経営管理事業に係る吸収分割効力発生日以後は、神姫観光ホールディングスの 100% 子会社となる予定です。

(3) 分割会社の最近 3 年間の経営成績および財政状態

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

決算期	神姫バス株式会社		
	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
連結純資産	29,363	30,403	31,658
連結総資産	44,752	44,723	46,682
1 株当たり連結純資産 (円)	970.17	1,004.83	1,046.50
連結売上高	39,471	40,112	39,964
連結営業利益	1,281	1,090	970
連結経常利益	1,391	1,232	1,131
連結当期純利益	1,392	1,393	1,327
1 株当たり連結当期純利益 (円)	45.83	46.21	44.02
1 株当たり配当金 (円)	5.00	5.00	5.00

(4) 承継会社の最近 3 年間の経営成績および財政状態

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

決算期	神姫バスツアーズ株式会社
	平成 24 年 3 月期
純資産	49
総資産	50
1 株当たり純資産 (円)	495,559.50
売上高	—
営業利益または営業損失 (△)	△0
経常利益または経常損失 (△)	△0
当期純利益または当期純損失 (△)	△0
1 株当たり当期純利益または当期純損失 (△) (円)	△4,440.50
1 株当たり配当金 (円)	—

(注) 承継会社の一つである神姫観光ホールディングス株式会社については、平成 24 年 4 月 2 日に設立しており、最初の決算期を迎えていないため、確定した事業年度はありません。

5. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
神姫バスツアーズ株式会社	旅行事業
神姫観光ホールディングス株式会社	旅行事業および貸切バス事業の経営管理に係る事業

(2) 分割する部門の経営成績 (平成 24 年 3 月期)

分割する事業部門	売上高
旅行事業	4,618 百万円
旅行事業および貸切バス事業の経営管理に係る事業	— 百万円

(3) 分割する部門の資産、負債の項目および金額 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

①旅行事業

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	765 百万円	流動負債	410 百万円
固定資産	124 百万円	固定負債	1 百万円
合計	889 百万円	合計	412 百万円

②旅行事業および貸切バス事業の経営管理に係る事業

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
現金および預金	－ 百万円		－ 百万円
関係会社株式	150 百万円		－ 百万円
合計	150 百万円	合計	－ 百万円

(注) 負債はありません。

6. 会社分割後の状況

	分割会社	承継会社	
(1) 商号	神姫バス株式会社	神姫バスツアーズ株式会社	神姫観光ホールディングス株式会社
(2) 所在地	姫路市西駅前町 1 番地	姫路市西駅前町 1 番地	姫路市西駅前町 1 番地
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 上杉 雅彦	専務取締役 山口 隆博	取締役社長 長尾 真
(4) 事業内容	バス事業、不動産事業 レンタル事業等	旅行事業	旅行事業および貸切バス事業の経営管理に係る事業
(5) 資本金	3,140 百万円	50 百万円	10 百万円
(6) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日	3 月 31 日

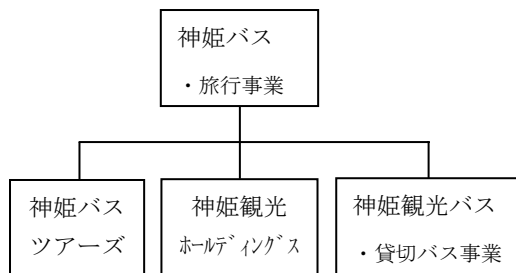
7. 今後の見通し

各承継会社は当社の 100%子会社であるため、連結業績に与える影響は軽微なものを見込んでおります。

以上

(参考資料)

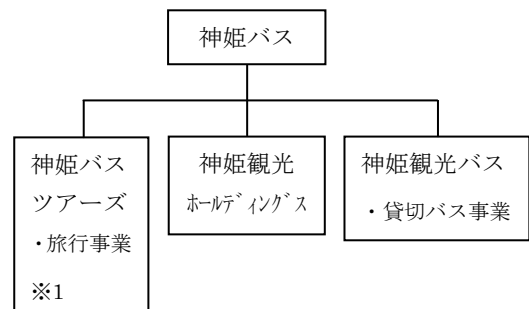
【第一段階】(現状)



平成 24 年 3 月 2 日 神姫バスツアーズ設立

平成 24 年 4 月 2 日 神姫観光ホールディングス設立

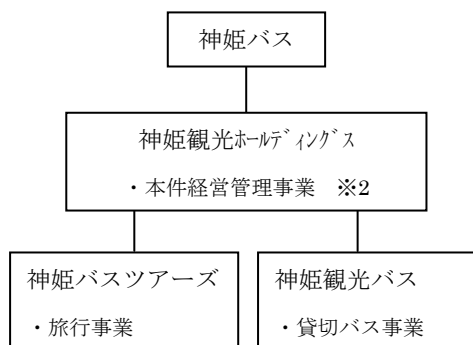
【第二段階】



※1 平成 24 年 7 月 2 日 (予定)

吸収分割により当社旅行事業を神姫バスツアーズに承継させる。

【第三段階】



※2 平成 24 年 7 月 2 日 (予定)

第二段階の吸収分割の効力発生を条件に、吸収分割により本件経営管理事業を当社から神姫観光ホールディングスに承継させ、同時に神姫バスツアーズ株式および神姫観光バス株式も当社から神姫観光ホールディングスに承継させる。